3　厚生労働大臣は、第一項の届書が提出されたときであつて、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

5　受給権者が同時に老齢基礎年金の受給権を有していた場合において、国民年金法施行規則第二十三条第一項の届書が提出されたときは、第一項の届書の提出があつたものとみなす。

第四十七条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　前号の障害の現状が第四十七条の二の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類

第四十七条の二の次に次の一条を加える。

（法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合等）

第四十七条の二の二　法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合であつて、障害の程度が障害等級の二級に該当する者に係るものは、障害厚生年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合（第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。

一　両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの

二　両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの

三　両上肢の全ての指を欠くもの

四　両下肢を足関節以上で欠くもの

五　四肢又は手指若しくは足指が完全麻痺したもの（脳血管障害又は脊髄の器質的な障害によるものについては、当該状態が六月を超えて継続している場合に限る。以下同じ。）

六　心臓を移植したもの又は人工心臓（補助人工心臓を含む。以下同じ。）を装着したもの

七　脳死状態（脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至つた状態をいう。以下同じ。）又は遷延性植物状態（意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が三月を超えて継続している場合に限る。以下同じ。）となつたもの

八　人工呼吸器を装着したもの（一月を超えて常時装着している場合に限る。以下同じ。）

2　法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合であつて、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものは、障害厚生年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、前項各号に掲げるいずれかの状態又は次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合とする。

一　両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの

二　八等分した視標のそれぞれの方向につき測定した両眼の視野がそれぞれ五度以内のもの

三　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの、かつ、八等分した視標のそれぞれの方向につき測定した両眼の視野の合計がそれぞれ五六度以下のもの

四　両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの

五　喉頭を全て摘出したもの

六　両上肢の親指及び人指し指又は中指を欠くもの

七　一上肢の全ての指を欠くもの

八　両下肢の全ての指を欠くもの

九　一下肢を足関節以上で欠くもの

十　心臓再同期医療機器（心不全を治療するための医療機器をいう。以下同じ。）を装着したもの

十一　人工透析を行うもの（三月を超えて継続して行つている場合に限る。）

十二　六月を超えて継続して人工肛門を使用し、かつ、人工膀胱（ストーマの処置を行わないものに限る。）を使用しているもの

十三　人工肛門を使用し、かつ、尿路の変更処置を行つたもの（人工肛門を使用した状態及び尿路の変更を行つた状態が六月を超えて継続している場合に限る。）

十四　人工肛門を使用し、かつ、排尿の機能に障害を残す状態（留置カテーテルの使用又は自己導尿（カテーテルを用いて自ら排尿することをいう。）を常に必要とする状態をいう。）にあるもの（人工肛門を使用した状態及び排尿の機能に障害を残す状態が六月を超えて継続している場合に限る。）

3　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「機能強化法」という。）附則第二十六条において準用する法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合であつて、障害の程度が旧法別表第一の障害等級の二級に該当する者に係るものは、旧法の規定により障害年金の受給権を取得した日又は旧法第五十二条第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合（第四号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。

一　両眼の視力が〇・〇二以下のもの

二　両上肢を腕関節以上で失つたもの

三　両下肢を足関節以上で失つたもの

四　四肢又は手指若しくは足指が完全麻痺したもの

五　心臓を移植したもの又は人工心臓を装着したもの

六　脳死状態又は遷延性植物状態となつたもの

七　人工呼吸器を装着したもの

4　機能強化法附則第二十六条において準用する法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合であつて、障害の程度が旧法別表第一の障害等級の三級に該当する者に係るものは、旧法の規定により障害年金の受給権を取得した日又は旧法第五十二条第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、前項各号に掲げるいずれかの状態又は次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合とする。

一　両眼の視力が〇・〇四以下のもの

二　一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・〇六以下のもの

三　両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの

四　喉頭を全て摘出したもの

五　一上肢を腕関節以上で失つたもの

六　一下肢を足関節以上で失つたもの

七　両下肢をリスフラン関節以上で失つたもの

八　両下肢の全ての足指を失つたもの

九　心臓再同期医療機器を装着したもの

第五十一条第三項中「厚生労働大臣が」を削る。

第五十一条の二の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条に次の二項を加える。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により届書の提出を求めた場合において、必要と認めるときには、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた受給権者は、指定期限までに、当該書類を機構に提出しなければならない。

第五十二条中「第五十一条の二第一項若しくは」を「第五十一条の二の書類等、」に、「又は前条の書類等」を「、前条の書類等又は第五十六条の二第三項に規定する書類」に改める。